

## 「子ども・子育て新システム」に反対する意見書

(22年12月10日提出)

現行の保育制度は、国や市町村が保育の実施義務を負うものと明確に位置付け、最低基準により全国どの地域においても保育が等しく保障され、保育料においても、保護者の所得格差が子どもたちの受ける保育の格差につながることのない「応能負担」を原則としている。

現在、国においては、「子ども・子育て新システム」の具体的な仕組みの検討を行っているが、保育に関しては、保育の質の低下、保護者負担の増加及び保育従事者の処遇の低下を引き起こすおそれのある「保育の産業化」ではなく、「児童福祉」として子どもの健やかな育ちを保障し、子育て家庭の支援を積極的に行うとともに、貧困や格差に対するセーフティネットとしての機能も含め、制度の充実を図るべきである。

また、「幼保一体化」については、保育所と幼稚園は、目的・機能はもとより、開所・開園日数、保育時間、利用の仕組み、入園料及び保育料の設定等に関して、根本的な理由によって違いがあり、歴史的に築き上げた文化を激変させる拙速な改革は、現場の不安と混乱を招くことになる。

よって国におかれでは、早急な「子ども・子育て新システム」の導入を見合わせ、子どもの健やかな育ちを保障し、安心して子どもを生み育て、働き続けられる「保育制度」の拡充を図るよう、下記の事項を強く求める。

### 記

- 1 児童福祉法第24条に基づく公的保育制度を堅持・拡充すること。
- 2 国は、市町村が責任を持って待機児童解消に向けた取組を行うことができるよう、必要な支援と財政措置を行うこと。
- 3 保育の質の低下につながる保育所最低基準の廃止・引下げは行わず、抜本的に改善すること。
- 4 民間保育所運営費の一般財源化は、行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### (提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣(少子化対策)

(京都市会)